



日田市監査委員告示第 17 号

地方自治法第199条第14項の規定により、財政援助団体監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 日田市自治会連合会（まちづくり推進課所管）

措置の内容 : 別紙のとおり

令和2年12月25日

日田市監査委員 小ケ内 聡行

同 井上 正一郎

財政援助団体監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【日田市自治会連合会（まちづくり推進課）】</p> <p>○交付金交付事務について</p> <p>令和元年度において、日田市自治会連合会に交付された交付金 500 万 9 千円について、被交付団体である日田市自治会連合会及びまちづくり推進課の事務の執行状況をそれぞれ確認したところ、前金払交付通知は、連合会においては収受保管されておらず、その後においても、必要な市からの補助金額の確定通知など、補助金交付規則に規定する相互に行うべき書面の提出・通知等が行われていない。今後は、日田市補助金等交付規則に則った事務処理に改められたい。</p> <p>また、5 月に交付金の全額が前金払にて交付されていたが、収支状況を確認したところ、全額交付は過大であると考えられることから、前金払の金額、支払時期を検討されたい。</p>	<p>【日田市自治会連合会（まちづくり推進課）】</p> <p>前金払交付通知については、市における事務処理は行っていたものの、通知すべき日田市自治会連合会事務局には届いておらず、市から確実に文書により施行されたのかが不明確な状況でありました。</p> <p>また、補助金額の確定通知については、日田市補助金等交付規則第 16 条の規定に基づき通知すべきであったところ、この交付金に関して日田市自治会連合会からの精算や返金が発生しないため、当該通知は必要ないとの誤った認識により、事務処理を行っておりませんでした。</p> <p>今後は、日田市補助金等交付規則に基づき、相互に行うべき書面の提出・通知等に漏れののないようチェックリストを作成することで、適正な事務処理と文書による施行の徹底を図ります。</p> <p>前金払については、申請に基づく交付額を決定する際に、日田市自治会連合会がその時期に必要なとする額かどうかの確認を十分に行わず、申請通りに一括して全額を交付してしまいました。</p> <p>今後は、日田市補助金等交付規則第 18 条第 2 項に定めるとおり、提出される申請時の事業計画や収支状況を十分精査した上で、必要な額を適切な時期に交付する事務処理に改めてまいります。</p>